

概要版

大崎町

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)



鹿児島県大崎町



1 計画策定の背景

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎える見込みとなっています。また、世帯主が高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加も見込まれるなど、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「大崎町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

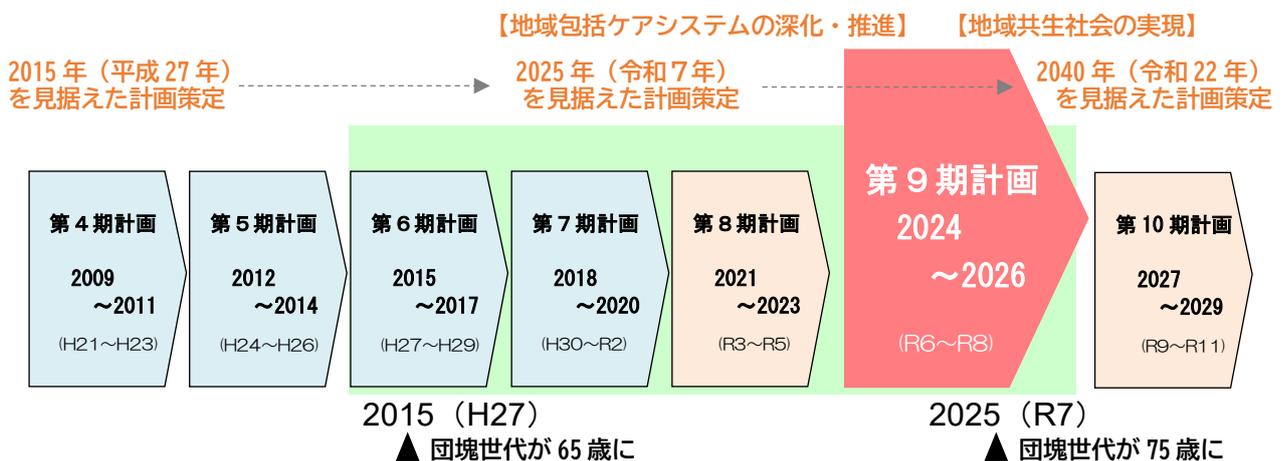
2 計画の位置付け

町の行政運営指針の最上位計画である「大崎町総合計画」や、福祉関連計画の上位計画である「大崎町地域福祉計画」の基本理念等を踏まえた上で、高齢者福祉分野の個別計画として策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和6年度から令和8年度までとします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

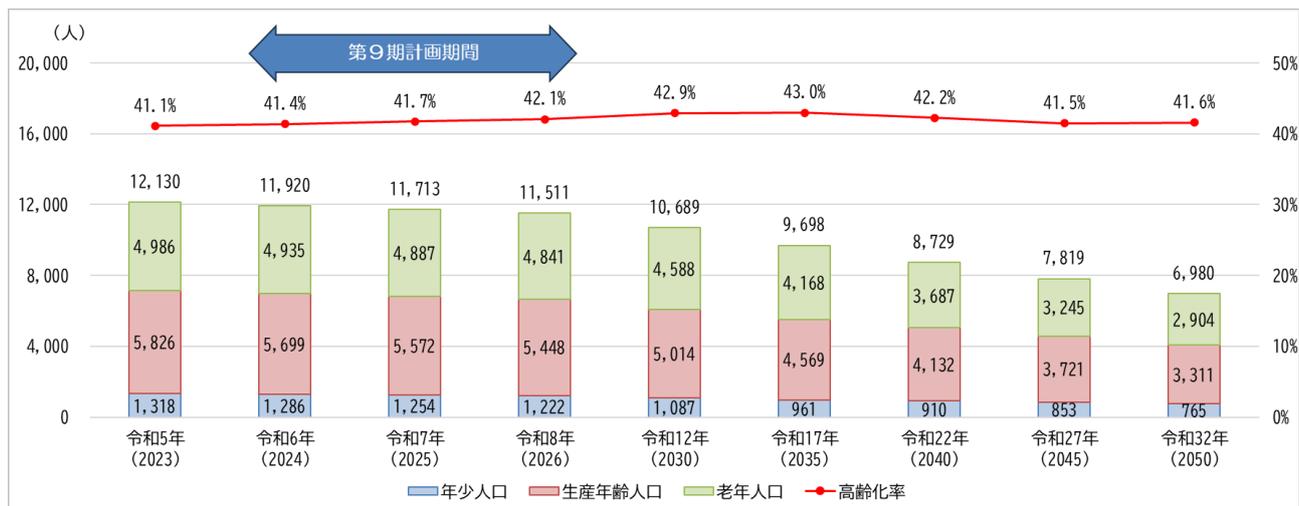


4 高齢者を取り巻く状況

1 年齢3区分別人口推計

本町の総人口は令和5年時点で12,130人となっており、65歳以上の老年人口は4,986人、総人口に占める割合は41.1%となっています。

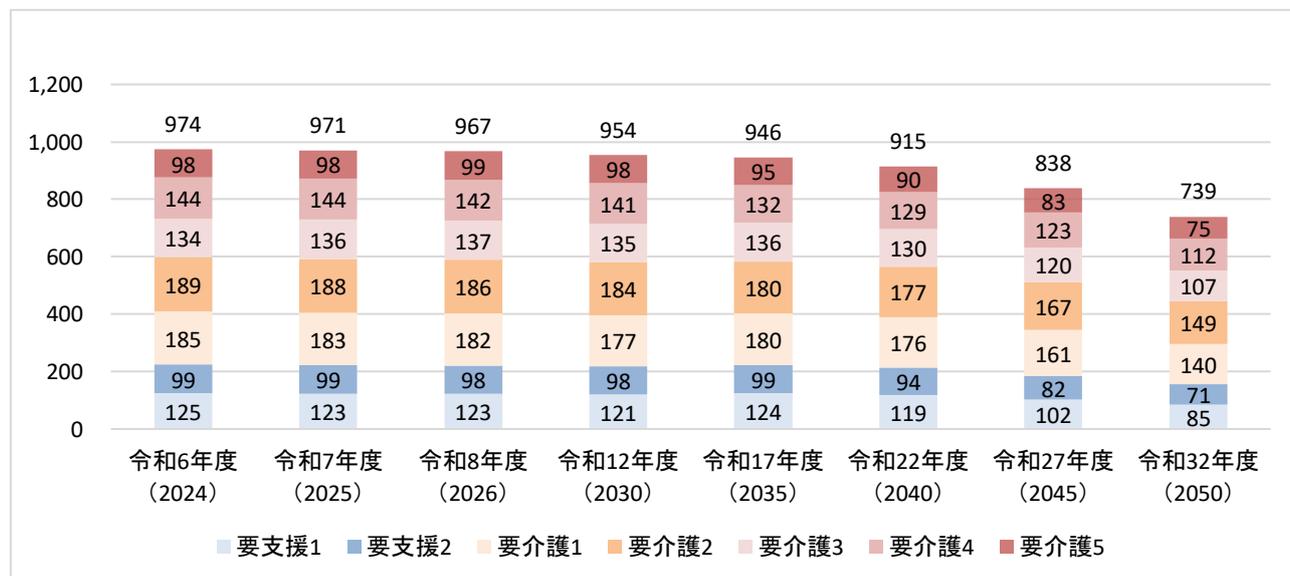
少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口8,729人、高齢化率42.2%となることが予測されています。



出典：住民基本台帳（令和3～5年）、コーホート変化率法による推計（令和6年～）

2 要介護・要支援者数の推計（第1号被保険者）

要介護・要支援者数は増加傾向で推移してきましたが、令和6年度974人から令和32年度739人と減少傾向での推移が予測されています。



出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

5 計画の基本理念と基本目標

まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

本計画における基本理念を、第3次大崎町総合計画で定めた「大崎町の姿」とした上で、施策の展開を図ります。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の柱 | 取組 | |
|---------------------------------|--|------------------|----------------------------|------------------|
| まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち | 1 高齢者が地域を支え、元気をつなぐまちづくり 2 高齢者の自立した生活を支える基盤づくり 3 支え合いの地域づくり | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 1 地域包括支援センターの機能強化 | |
| | | | 2 自立支援、介護予防・重度化防止へ向けた取組の推進 | |
| | | | 3 在宅医療・介護連携の推進 | |
| | | | 4 地域ケア会議の推進 | |
| | | | 5 認知症施策の総合的な推進 | |
| | | | 6 生活支援体制の充実 | |
| | | | 7 住まいや生活環境等の整備 | |
| | | | 8 地域活動や社会参加の促進 | |
| | | | 介護保険事業の適切な運営 | 1 円滑な運営のための体制づくり |
| | | | | 2 介護給付の適正化 |



基本目標 1

高齢者が地域を支え、元気をつなぐまちづくり

高齢期にできる限り介護を必要としない生活を送るためには、住民一人ひとりが各世代の健康課題や自分自身の健康状態を理解し、日頃から健康づくりや介護予防に目標をもって取り組むことが重要です。

そのため、介護予防事業の利用を促進するとともに、健康診査や各種がん検診、保健指導等を効果的に活用し、地域での健康づくりを促進します。

基本視点 2

高齢者の自立した生活を支える基盤づくり

明るく活力ある高齢社会とするためには、高齢者の多様な価値観が尊重され、意欲や能力に応じて自己実現を図り、主体的に生活できる環境を整備することが大切です。

高齢者が社会貢献を意識し、生きがいのある生活を送り、高齢者自身が社会の担い手として積極的に参加できるまちづくりに努めます。

基本視点 3

支え合いの地域づくり

保健・医療・福祉等の様々な分野の地域資源を幅広く活用するとともに、関係機関と連携し、介護給付対象サービスのみでなく、対象外のサービスも含めた総合的なサービスの提供体制と見守り体制の強化を推進します。

(施策の柱) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を目指すものです。

本町においては、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っており、具体的には、医療と介護の連携や地域資源の活用が必要であることを踏まえ、在宅医療介護連携事業や生活支援体制整備事業の実施、介護予防教室の充実等を推進しています。

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援を推進していけるよう、これまでの取組を継続するとともに、地域ケア個別会議等を活用して高齢者の環境整備や課題の抽出及び解決を図り、サービス基盤の在り方を検討します。

(施策の柱) 介護保険事業の適正な運営

介護保険事業の運営にあたっては、支援を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、サービスの質と量を確保することが必要です。

高齢化と現役世代人口の減少が進行する中、制度の持続可能性を維持するため、制度の円滑な運用とともに、給付の適正化を推進することが求められています。

また、近年の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行等を鑑み、サービスの提供体制を維持するための防災対策・感染症対策の推進が求められています。

これらの状況を踏まえ、介護保険事業の提供体制の確保とともに、給付の適正化を図ります。

★自立支援、介護予防・重度化防止へ向けた取組目標

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
| ケアマネジャー研修会の開催(回) | 8 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |
| ころばん体操の開催か所数(か所) | 31 か所 | 31 か所 | 33 か所 | 35 か所 | 37 か所 | 39 か所 |
| ころばん体操の登録者数(人) | 364 人 | 311 人 | 356 人 | 370 人 | 390 人 | 410 人 |
| 出前講座の実施回数(回) | 1 回 | 1 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 |



★認知症サポーターの養成取組目標

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
| 養成数(人) | 175 人 | 96 人 | 150 人 | 150 人 | 150 人 | 150 人 |



★高齢者福祉サービスの取組目標

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
| ① 長寿祝金支給事業 | 294 人 | 268 人 | 287 人 | 300 人 | 280 人 | 300 人 |
| ② 緊急通報体制等整備事業 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| ③ 生きがい対応型デイサービス事業 | 2 人 | 2 人 | 1 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| ④ 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 | 22 人 | 30 人 | 24 人 | 30 人 | 30 人 | 30 人 |
| ⑤ 介護用品支給事業(紙おむつ等) | 14 人 | 17 人 | 10 人 | 20 人 | 20 人 | 20 人 |
| ⑥ 食の自立支援事業 | 51 人 | 44 人 | 34 人 | 40 人 | 40 人 | 40 人 |
| ⑦ 高齢者日常生活用具給付事業 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| ⑨ マスターズプロジェクト推進事業 | 51 人 | 47 人 | 45 人 | 50 人 | 50 人 | 50 人 |



6 介護保険サービス

要介護（要支援）認定を受けると、ケアプランに基づいて、各介護保険サービスの利用ができます。

| | サービスの種類 | サービスの内容 |
|-----------|------------------------------------|---|
| 居宅サービス | 訪問介護 (ホームヘルプサービス) | ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事、入浴、排せつのお世話、通院の付き添いなど)や生活援助(住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など)を行います。 |
| | 訪問入浴介護[介護予防訪問入浴介護] | 移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。 |
| | 訪問看護[介護予防訪問看護] | 看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。 |
| | 訪問リハビリテーション [介護予防訪問リハビリテーション] | リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。 |
| | 居宅療養管理指導 [介護予防居宅療養管理指導] | 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。 |
| | 通所介護 | デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。 |
| | 通所リハビリテーション [介護予防通所リハビリテーション] | 介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。 |
| | 短期入所生活介護 [介護予防短期入所生活介護] | 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、日常生活の支援が受けられます。 |
| | 短期入所療養介護 [介護予防短期入所療養介護] | 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。 |
| | 福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与] | 車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。 |
| | 特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売] | 排せつや入浴に用いる用具に対して、年間上限 10 万円まで福祉用具購入費を支給します(自己負担あり)。 |
| | 居宅介護住宅改修[介護予防住宅改修] | 生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限 20 万円まで住宅改修費を支給します(自己負担あり)。 |
| | 特定施設入居者生活介護 [介護予防特定施設入居者生活介護] | 有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。 |
| | 介護予防支援・居宅介護支援 | ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。 |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。 |
| | 認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護] | 認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアを日帰りで受けられます。 |
| | 小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護] | 小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。 |
| | 認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型共同生活介護] | 認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 29 人以下の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて一体的に提供するサービスです。 |
| | 地域密着型通所介護 | 利用定員が 18 人以下の通所介護事業所で、サービス内容は、通所介護と同様です。 |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。 |
| | 介護老人保健施設 | 病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。 |
| | 介護医療院 | 「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する新たな介護保険施設です。 |

7 令和6～8年度(第9期)の介護保険料(65歳以上)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料額について所得段階区分、保険料負担割合等の見直しが行われ、第9期では以下の通り13の所得段階区分により設定します。なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の第9期の保険料の年額基準額は、月額6,700円となりました。

| 区分 | 対象者 | 負担割合 | 介護保険料 (年額) |
|-------|---|---------------|---------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金 | 基準額× 0.285 | 22,914円 |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者 | 基準額× 0.485 | 38,994円 |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で上記以外の者 | 基準額× 0.685 | 55,074円 |
| 第4段階 | 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者 | 基準額× 0.90 | 72,360円 |
| 第5段階 | 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者 | 基準額 | 80,400円 |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者 | 基準額× 1.20 | 96,480円 |
| 第7段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者 | 基準額× 1.30 | 104,520円 |
| 第8段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者 | 基準額× 1.50 | 120,600円 |
| 第9段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者 | 基準額× 1.70 | 136,680円 |
| 第10段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者 | 基準額× 1.90 | 152,760円 |
| 第11段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者 | 基準額× 2.10 | 168,840円 |
| 第12段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者 | 基準額× 2.30 | 184,920円 |
| 第13段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者 | 基準額× 2.40 | 192,960円 |

大崎町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年度～8年度)概要版

発行年月 令和6年3月

発行・編集 大崎町保健福祉課

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地

TEL: 099-476-1111 FAX: 099-476-3979

URL: <https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/>